

陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部

陸 災 防

「職場の健康診断実施強化月間」の実施について（協力要請）

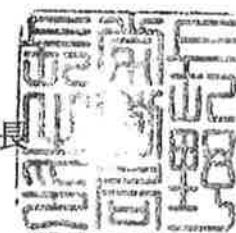
10月に全国労働衛生週間が予定され、9月はその準備期間として取組をお願いしていますが、この準備期間に合わせて長野労働局より、事業者による健康診断及び事後措置の実施について集中的・重点的指導への協力要請がありました。



長野労発基 0819 第3号の2
平成 28 年 8 月 19 日

各 関連団体の長 殿

長野労働局長



「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府が平成25年6月に閣議決定した「日本再興戦略」のロードマップにおいて「健診受診率の向上」が目標として掲げられたこと等により、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、平成25年度より全国労働衛生週間準備期間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」といいます。）と位置づけ、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の全国労働衛生週間の実施について、平成28年7月27日付け長野労発基第0727第2号「平成28年度（第67回）全国労働衛生週間の実施について」によりお知らせしたところですが、特に本年度の強化月間の取組については、別添「平成28年度全国労働衛生週間実施要項」における「健康管理の推進」の趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の措置が適切に行われるよう、貴会会員等への周知啓発について特段の御配慮をお願いいたします。

熱中症予防対策の徹底について

長野労働局より「8月以降における熱中症予防対策の徹底について」指示がありました。各職場において作業環境（休憩場所の確保等）、作業管理（体調管理、水分確保、作業時間の短縮等）面での予防対策を実施頂きますようお願いいたします。



長野労基発 0809 第 2 号の 2
平成 28 年 8 月 9 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
長野県支部支部長 殿

長野労働局
労働基準部長



8月以降における熱中症予防対策の徹底について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策につきましては、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」（以下「基本対策」という。）により示されており、特に平成 28 年の職場における熱中症予防対策につきましては、平成 28 年 2 月 29 日付け基安発 0229 第 1 号「平成 28 年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」（以下「重点通達」という。）において留意すべき事項が示されているところです。

今般、7 月末までに報告があった熱中症の全国の件数の取りまとめ（別紙 1）によりますと、昨年と同時期の状況より報告件数が多くなっておりました。熱中症の発症のピークが、一般的に 7 月から 8 月であることを踏まえると、8 月以降において、職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要です。

一方、労働者の熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）につきましては、熱へのばく露が中断すると4日後には順化の顕著な喪失が始まります。このため、夏季休暇後など、一定期間暑熱環境における作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、労働者は熱に順化していない状態に再び戻っていることが想定されることに特段の留意が必要です。

貴団体におかれましては、8月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、平成27年の熱中症による死傷災害発生状況（別紙2）や、上記の労働者の熱順化の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、基本対策及び重点通達に基づく職場での熱中症予防対策に一層の取組が推進されるよう、傘下の会員事業場等への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

別紙1

熱中症による月別の労働者死傷病報告数（平成27、28年） (人)

	5月以前	6月	7月	7月末までの累積数
平成28年 ※同年7月末時点の速報値	9	17	37	63

平成27年 ※同年7月末時点の速報値	16	6	34	56
平成27年 ※確定値	16	20	223	259

8月	9月	10月以降
214	7	1

- 平成28年においても同様に報告数が確定すると仮定すると、7月末までの累積確定数は300人近くに上ると推定される。
- 平成27年8月において、200人超の被災者が発生したことから、本年8月以降も職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要である。
 - ※ 「5月以前」は1月から5月まで、「10月以降」は10月から12月までの合計。
 - ※ いずれも休業4日以上労働災害に係る労働者死傷病報告。

陸災防・年会費納入のお願い

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）長野県支部の年会費納入は、長野県トラック協会会費が銀行引き落としの会員事業者につきましては、9月分協会会費と同時引き落としの取扱いをさせていただきますのでご理解とご協力をお願いいたします。

なお、協会会費が郵便振替及び銀行振込の会員事業者につきましては、従来どおり振込用紙を送付させていただきます。

「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」のご案内

労働安全衛生法第60条の2において、危険又は有害な業務に現に就いている者には、その業務における安全衛生水準の向上を図るための教育を行うよう努めなければならないことになっております。公表された「指針」では、フォークリフト運転業務に従事する者に対し、一定期間ごとに、示されたカリキュラムに基づき教育をすることとなっています。一定期間とは当面5年とされています。

当支部においては、長野労働局の指導により、前記指針に基づく標記の講習を下記により実施いたしますので、フォークリフトによる労働災害の絶滅を図るため、現在フォークリフト運転業務に従事している従業員の受講について、ご配意を賜りますようご案内申し上げます。

開 催 要 綱

1. 日時・会場

会場	開催月日	時間	開催場所	住所
上 田	平成28年 9月21日(水)	9:00～ 16:00	上小トラック研修会館	上田市殿城581-6
松 本	平成28年 9月28日(水)	9:00～ 16:00	中信地区研修会館	松本市笹賀7570-2

受講料

一般及び陸災防会員 8, 130円 (税込)

○受講料は、下記宛郵便局備え付の「払込取扱票」で窓口かATMで送金願ひ、現金での受付は致しておりません。尚、「振替払込請求書兼受領証」の写しを受講申込書と共に送付願ひます。(注) 受講料未納の場合は受け付けいたしません。

郵便振替	口座番号 00560-3-5368
	振込先名 陸 災 防
	(注) 払込手数料は受講者負担で願ひします。

○受講申込後の取消し及び欠席の場合は、受講料を返却いたしません。

(労働安全衛生法関係手数料令第7条2項による。)

3. 受講対象者

フォークリフト運転技能講習修了後一定期間(概ね5年)経過した者。

4. 申込方法

○別紙受講申込書により受講希望地を○で囲み、「振替払込請求書兼受領証」の写しを添付し、各開催日の10日前までに陸災防長野県支部宛送付して下さい。

○申込受付者には受講のお知らせと(受講票)をお送り(FAX)いたします。

※受講者を変更される場合は、事前に連絡願ひます。TEL026-254-5171

5. 講習内容(フォークリフト運転業務従事者安全教育テキスト)

- (1) 関 係 法 令
- (2) 最近のフォークリフトの特徴及び荷役運転作業と安全
- (3) 災 害 事 例
- (4) フォークリフトの点検整備

6. その他

講習修了者に修了証を交付いたします。

7. 申込先

〒381-8556 長野市南長池710-3

陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防) 長野県支部

TEL 026-254-5171

写真添付
2.5×3.0
3か月以内

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育

受 講 申 込 書

◎受講票等はFAXで送信しますので、FAXがある場合は番号を記入してください。

ふりがな			※受付番号
氏 名	(印) 男 女		
生年月日	昭・平 年 月 日 生	本籍	都道府県
住 所	〒 () - () 市 町 郡 村 番地 個人申込者 TEL () ◎FAX ()		
勤 務 先	所 在 地	〒 () - () 市 町 郡 村 番地	
	名 称	TEL () FAX ()	
自動車運転免許証写 貼付欄 本人・住所確認の為		◎受講希望地	上田 松本 希望地に○をして下さい
(注) フォークリフト運転技能講習修了証を取得し、現に当該業務に従事している者。 フォークリフト運転技能講習修了証番号 第 号			

★ 本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本講習開催における本人確認、修了証の交付のみに使用いたします。

〒381-8556 長野市南長池 710-3

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
長野県支部長 殿

--	--	--

フォークリフト荷役技能検定 2 級試験のご案内

当協会ではフォークリフト荷役技能検定を 10 月に長野で実施予定です。検定の詳細、申し込みは陸災防ホームページからご覧いただけます。職場の災害防止、現場のリーダー育成手段等に是非参加いただきますようお願い申し上げます。

平成 28 年度 第 2 回

フォークリフト荷役技能検定 2 級試験のご案内



陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）では、平成 27 年度より、フォークリフト荷役技能検定を開始しました。この検定制度は、フォークリフト運転技能講習修了者等を対象として、より安全で正確かつ迅速な作業を評価・認定し、労働災害の防止に寄与することを目的としています。平成 28 年度は検定 2 級を以下により実施します。

多数のフォークリフト運転者の皆さまのご参加をお待ちしています。

フォークリフト荷役技能検定（2 級）

フォークリフト運転技能講習修了後 3 年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する中級のフォークリフト運転者を標準として技能検定を実施します。技能検定試験は、学科試験及び実技試験（点検試験・運転試験）で行います。

受検資格

フォークリフト運転技能講習修了後、2 年以上の実務経験を有する者。

検定日、受検会場、スケジュール

検定日 平成 28 年 10 月 26 日（水）

以下の会場では、実技を別日に実施します。

※岩手:平成 28 年 10 月 29 日（土）、神奈川:平成 28 年 10 月 30 日（日）、徳島:平成 28 年 11 月 6 日（日）



開催地	開催会場名	開催会場住所
北海道	スミセキ・コンテック(株)	北広島市北の里 57-2
岩 手	岩手県トラック協会総合研修会館	紫波郡矢巾町流通センター南 2-9-1
宮 城	宮城県トラック研修センター	仙台市若林区卸町 5-8-3
秋 田	秋田県トラック協会研修センター	秋田市寺内蛭根 1-15-20
福 島	福島県トラック研修センター	福島市飯坂町平野字若狭小屋 32
埼 玉	埼玉県トラック総合教育センター	深谷市黒田 2091-1
千 葉	千葉県トラック協会長生研修所	長生郡長生村一松丙 4443-2
神奈川	【学科】神奈川県トラック会館 【実技】北相貨物自動車共同組合中津ターミナル	横浜市港北区新横浜 2-11-1 愛甲郡愛川町中津 4077-3
長 野	長野地域職業訓練センター	長野市大豆島 4034
静 岡	静岡県トラック協会研修センター	静岡市葵区北 2092-2
愛 知	中部トラック総合サービスセンター	みよし市福谷町西ノ洞 21-127
徳 島	【学科】徳島県トラック会館 【実技】トラックターミナル	徳島市北田宮 2-14-50 徳島市南沖洲 5-187
福 岡	福岡県トラック協会筑豊緊急物資輸送センター	福岡県飯塚市平恒 169-1

定員

各受検地 約 20 名



2 級バッジ

試験科目と合格基準

試験科目		試験内容の概要	配点
学科試験		荷役作業一般、関係法令及びフォークリフトの走行・荷役・力学についての基本的な知識(計 50 問)	300 点
実技試験	(点検試験)	作業開始前点検(43 項目)の各項目について点検を行う。	200 点
	(運転試験)	所定の運転コースで、適切な走行、運搬、積卸し作業を行う。	500 点

【合格基準】

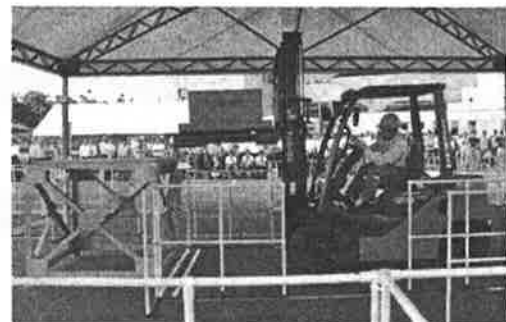
合格者は、学科試験及び実技試験のいずれにも合格した者です。

- ・学科試験の合格者は、学科試験の点数が満点の 80%以上の者。
- ・実技試験の合格者は、点検試験と運転試験の合計点数が 80%以上で、かつ点検試験の点数及び運転試験の点数がいずれも、それぞれの満点の 60%以上の者。

受検費用

- ・学科試験受験手数料 5,400 円(税込)
 - ・実技試験受験手数料 21,600 円(税込)
- 合計 27,000 円

※お申し込み後のキャンセル料等については、当該検定の規定によります。



検定の更新

検定合格者には、有効期間を記載した合格証を交付します。

合格証は、5 年ごとにフォークリフト運転業務従事者教育を受講いただくことを条件に更新します。

検定の詳細

本技能検定の受験案内等の詳細については、陸災防ホームページの「フォークリフト荷役技能検定」ページからご覧いただけます。

<http://www.rikusai.or.jp/public/ginou-kentei/>

検定の申込み、問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部
東京都港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 10 階
TEL. 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561
MAIL ginou-kentei@rikusai.or.jp



陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)は、労働災害防止団体にに基づき、陸上貨物運送事業を営む事業主及びその事業主の団体を会員として、企業の自主的な労働災害防止活動の促進を通じ、労働災害の防止を図ることを目的とした厚生労働省所管の法人です。